

**都市農業における
農業経営基盤の強化に関する
基本的な構想**
(認定農業者の育成等に関する基本構想)

令和5年9月

西宮市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 西宮市は、兵庫県南東部に位置し、阪神都市圏域に属するとともに農林産物大消費地に近接しており、市街化区域では、生産緑地を中心に立地条件を活かした農業生産を展開している。

今後は、特に立地条件を活かした高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入し、地域として産地化の形成を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の集積等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 西宮市の農業構造については、近年、兼業農家の高齢化に伴う労働力の不足と、離農者の増加が進み、これを放置すれば遊休農地化のみならず周辺農地の耕作に支障をおよぼすおそれがあり、機械更新時や世代交替等を機に農地の利用集積化が進む可能性が高まっている。

また、生産緑地法の改正に伴う市街化区域内農地の宅地化の進行と相まって、市街化調整区域における農産物生産は、消費者が生産地と直結した流通に対する期待が高まりつつある近年において、消費者にとっても、生産者にとっても重要な位置を占めている。

さらに、農地は都市における貴重な緑地空間として環境保全等の役割を果たしており、一層の保全に努める。都市住民に対する精神的充足を与える観光農業（市民農園）についても、大都市圏に至便な場所に位置している地理的条件を活かした取り組みを推進していくものとする。

- 3 年間農業所得、労働時間の目標等

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、西宮市をはじめとする阪神地域の現状を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり540万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

青年新規就農者については、営農する上での知識や技術が乏しく、経営面積も少ない事が想定されるため、年間農業所得の目標としては1人当たり概ね200万円、年間労働時間は1,800時間を目指すべき水準とする。年々、農家人口が減少していく中において市内農地を保全していくためには、時代を担う青年就農者の確保が必要である。新規就農希望者には、国・県・市が実施している各種就農支援情報を提供し、一人でも多くの新規就農者を確保することを目指す。

- 4 農業振興の方向と営農類型のあり方

市は、将来の西宮市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、兵庫六甲農業協同組合、西宮市農業委員会、阪神農業改良普及センタ

一等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として、西宮市地域農業再生協議会を設置することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。更に、土地利用調整を全市的に展開して集団化・平坦化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画(以下単に「農業経営改善計画」という。)の認定を受けた農業者若しくは組織経営体(以下「認定農業者」という。)への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするように指導を行う。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組みよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借等による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借等の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経

営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 市は、西宮市地域農業再生協議会を設置し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合営農支援センター単位の研修会の開催等を農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。

特に、大規模な農業施設等への資本投下については、適切な資金計画を必要とするため、同協議会の下に農林漁業金融公庫の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

農業経営改善計画の期間を了とする認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体 (1) 野菜主体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設・露地 野菜経営複合	<作付面積等> 葉物野菜 (ホウレンソウ=10a×6回転 コマツナ=10a×6回転 シュンギク=10a×6回転 <経営面積> 0.3ha	<資本設備> ・作業場兼格納庫 ・ビニールハウス 20a ・トラクター 1台 ・管理機1台 ・動力噴霧機1台 <将来見通し> ・高品質、高付加価値化生産販売の対応 ・化学農薬を低減した栽培等 ・省力機械化技術の導入	・OA機器導入による経営管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・ハウスに換気設備を設け、健康に配慮する。

施設野菜 経営	<作付面積等> トマト 30a 育苗ハウス兼選果場 10a ホウレンソウ(裏作) 30a× 2回転 <経営面積> 0.4ha	<資本設備> ・ビニールハウス 30a ・作業場兼格納庫 ・管理機1台 ・動力噴霧機1台 <将来見通し> ・高品質、高付加価値 生産販売の対応 ・化学農薬を低減した 栽培等 ・省力機械化技術の導 入	・OA機器導入によ る経営管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制 の導入 ・ハウスに換気設備 を設け、健康に配慮 する。
露地野菜・ 水稲複合経 営	<作付面積等> 野菜 50a ・直売所出荷用 40a ・学校給食用 10a 水稲 170a (内、ホムレター 100a) <経営面積> 2.2ha	<主な資本設備> ・作業場兼格納庫 ・トラクター1台 ・管理機1台 ・動力噴霧機1台 ・コンバイン1台 ・田植機1台 ・軽四輪トラック1台 ・普通型トラック1台 <将来見通し> ・高品質、高付加価値 生産販売の対応 ・化学農薬を低減した 栽培等 ・省力機械化技術の導 入	・OA機器導入によ る経営管理 ・青色申告の実施 ・体験型農園の対応	・家族経営協定の締 結に基づく給料制 の導入

(2) 果樹主体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹・野 菜・水稲複 合経営	<作付面積等> 露地イチゴ=40a 野菜=30a 水稲=30a <経営面積> 1ha	<資本設備> ・トラクター 1台 ・管理機1台 ・動力噴霧機1台 ・コンバイン1台 ・田植機1台 <将来見通し> ・高品質、高付加価値 生産販売の対応 ・省力機械化技術の導 入	・OA機器導入によ る経営管理 ・青色申告の実施 ・観光直売方式の対 応	・家族経営協定の締 結に基づく給料制 の導入

(注) 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人程度として示している。

2 組織経営体（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設・露地野菜複合	野菜 4ha 経営面積 4ha	トラクター2台 (25ps) 動力噴霧機1台 軽四輪トラック1台 軽バン1台他	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施 自己資本の充実	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 給料制の導入 従事者全員の社会保険加入 労働環境最適化のための環境整備 完全雇用制による安定就業保障

(注)

- 1 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に市内で展開している優良事例を踏まえつつ、市内における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし、第1の3に示す目標を目指すものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

西宮市は、農地の約7割が市街化区域内にある都市農業であり、その利点を生かした直売所販売やインショップも増加傾向にある。北部地域では米作を中心に少量多品目の作物が盛んであり、南部地域では消費地に近い立地条件を活かし葉物野菜の栽培が盛んである。これらを安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して相談対応等に取り組む。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供等のサポートを行う。

また新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、農用地のあっせん、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①ひょうご農林機構、JA兵庫六甲 都市農地相談センター、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

②個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、ひょうご農林機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：15% なお、面的集積については、農地利用集積円滑化事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

西宮市においては、北部地域では米作を中心として少量多品目の作物が栽培され、南部地域では葉物野菜の栽培が周年にわたり盛んに行われている。概ね耕作できる農地は利用されているが、市街化調整区域などでは一部遊休農地地化している所も見受けられる。

今後も農業者の高齢化等による農業従事者不足により農地転用や遊休農地化の増加が見込まれる。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

現在、遊休農地化している農地については解消に向けて所有者への働きかけを行っているところではあるが、以前に行った農業者アンケートでは、家族に農業後継者がいないと答えた方も多く、現在の農業者だけでは遊休農地の解消ができなくなりつつある。このため、今後は認定農業者・集落営農組織の育成に取り組み、それらの者に地域の農地を集積することを誘導するとともに、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備を進めることにより、本市の農地の効率的利用を目指すこととする。

(3) 関係団体等との連携

市では、関係機関が有する農地情報の共有化を行い、認定農業者、集落営農組織への農地集積を促進するため、農業委員会、農業協同組合等と連携して事業の推進を図ることとする。また、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、担い手への農用地の集積を目指すこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、兵庫県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性である多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域計画の策定に当たって、兵庫県・農業委員会・ひょうご農林機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を行うものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる集落等の区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限って、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用及び農業経営の改善を図る上で必要な作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき、法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、所定(「基本要綱」様式第4号)の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等

からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。
 - ② 市は、(5)の①の規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

 - ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
 - イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
 - ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
 - エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
 - オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
 - カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
 - (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託の斡旋や農地利用集積円滑化団体に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。
- 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- 市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広く、かつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。
- なお、本市における青年就農施策としては、青年等就農資金や青年就農給付金の活用により青年等の確保・育成を行い、併せてスーパーL資金を活用する認定農業者には利子の一部補給を実施し、営農を支援する。新規就農者への支援体制としては、県域の就農相談機関である兵庫県青年農業者等育成センターや農業委員会、農業協同組合との連携を図りながら、より一層の相談機能の充実を図る。
- また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備するものとする。
- 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
- 市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
- ア 市は、葉物野菜等の市場出荷向けや直売所出荷向けの作物の推進を行うことによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。転作を契機とした地域の適地適作の観点に立った水稻と転作作物との合理的な組み合わせによる土地利用の確立と農用地の利用集積等の効率的な経営体の育成に努める。
- イ 市は、生産組織の育成及びその活動の助長並びに農業後継者の研修、農業後継者が行う自主的集団活動等に対し必要な支援、指導を行うものとする。
- ウ 市は、生産された農作物の販売価格の向上を図るため、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、品質の統一、計画出荷等流通改善のための必要な施策を総合的に講ずるものとする。
- エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策その他農業経営基盤強化の促進方策について、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携して推進していくものとする。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定に基づき、施行日から起算して2年間を経過する日（法第19条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告を行う。